



2017年2月号

第118号

2月に入り、まだまだ寒いですが、(んほほ)やつしも少しすず  
頬をのぞかせはじめ、一歩一歩春が近づいているようです。春まで  
あともう少しですね。

2月と言えば、節分とバレンタインです。最近の節分は豆まき  
の他に恵方巻きを食べることもだいぶ浸透してきましたが、家でも  
豆まきをした後に恵方巻きにかぶりつき、今年の福を願いましょう。  
そして、1年のうち、クリスマスと同じくらい樂しみにしているバレンタイン(笑)  
(なぜかといふと、チョコレート屋さんにもケーキ屋さんにもバレンタイン  
限定の美味しいチョコやケーキがたくさん並べられるからです。  
本来なら贈る側だけのはずなのに、選ぶ樂しみ、贈る樂しみ、もう  
樂しみ、食べる樂しみに毎年わくわくしています。今年は猫好きの  
お友達からかわいい猫型チョコを頂いてとても嬉しかったです。  
来年も樂しみです。



## ひとくちメモ

## 【恵方巻きの食べる方角が変わるのはなぜ?】

2017年の恵方は、北北西やや北、となっていますが、そもそも恵方とは、歳徳神(としどくじん)という神様がいる方向を示し、毎年変わるものだそうで、それにならって恵方巻きの食べる方向も毎年変わってくるそうです。

歳徳神はその年の福德を司る神様で、歳神様や正月様などとも呼ばれているそうです。

また、恵方の「やや右」という表記についてですが、これは西洋式の16方位と中国式の24方位に誤差が生じているためです。  
中国式の方位を西洋式に当てはめると「やや右」といった表現になるようです。



## ひとくちメモ



株式会社いわき土地建物

## 『平成29年度税制改正①』

昨年12月、平成29年度税制改正大綱が閣議決定されました。  
今回は不動産業にとって重要な登録免許税の軽減措置の延長などが下記のとおり決定致しました。住宅・不動産関連の主な改正内容の概要についてお知らせいたします。

- ◆住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置を  
2020(平成32年)年3月末まで3年間延長

所有権の保存登記	: 本則0.4% → 特例0.15%
所有権の移転登記	: 本則2.0% → 特例0.3%
抵当権の設定登記	: 本則0.4% → 特例0.1%

- ◆土地の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置を2019(平成31年)年  
3月末まで2年間延長

所有権の移転登記	: 本則2% → 特例1.5%
----------	-----------------

- ◆長期保有土地等の事業用資産の買換えなどにおける課税の特例措置を  
2020(平成32年)年3月末まで3年間延長

特定の事業用資産の買換え特例(いわゆる9号特例とは・・・  
個人や法人が長期保有(10年以上)する土地などの特定資産を売却し、国内の同資産に買い換えた場合に、土地等の売却益80%の課税(法人税・所得税)を繰り延べることができる制度

## 新スタッフ紹介



1月から売買営業部へ配属となりました。  
佐藤一浩と申します。  
今までの不動産営業等の経験を活かし、  
お客様にご満足いただけるサービス提供  
をさせて頂きます。皆様宜しくお願いします。

佐藤一浩



## (無料進呈中) 知らないと損をする!

## 『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からぬ事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。

この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

ニヤンとなくお家探しはサービス1番の当社へ

TEL 0246 (27) 0331



「誰も教えてくれない  
不動産の賢い購入法」  
~不動産取引って、分からぬ事が多すぎませんか?~  
一体幾らで買えるの?  
引っ越し 住宅ローン  
税金  
自己資金 資金計画

